

独立行政法人水資源機構 分任契約職
琵琶湖総合管理所長 加藤 正典
(公 印 省 略)

見積依頼書

- | | |
|--------|--|
| 1 件名 | 水質測定廃液処理業務 |
| 2 納入場所 | 滋賀県草津市下物町1091-58 独立行政法人水資源機構琵琶湖総合管理所湖南管理所 産業廃棄物保管庫 |
| 3 納期 | 契約締結の翌日から90日 |
| 4 内容等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟読のうえ見積書を提出して下さい。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 次の①②の条件を満たすこと。 なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。 ①滋賀県における特別管理産業廃棄物(廃酸)の運搬資格を有すること。 ②処理を実施する県における特別管理産業廃棄物(廃酸)の処分資格を有すること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りませす。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX、電子メール、持参又は郵送による。 |
| 3) 見積書提出期限 | 令和8年4月20日 10時 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構 琵琶湖総合管理所 滋賀県大津市堅田2丁目1-10 FAX 077-574-1739 電子メール mizu-soukan@green.ocn.ne.jp |
| 5) 担当者 | 総務課 新井 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和8年4月8日 10時 まで |
| 7) 見積回数 | 2回を限度とする。 なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年4月21日 10時 までとします。 |
| 8) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。 ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、原則として、 <u>契約の相手方として決定した者のみに提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 その他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。 |

仕様書交付希望届

| | | | | | | |
|--|----------------------|--------------|-------|--------------|--|--|
| 宛 先 | 独立行政法人水資源機構 琵琶湖総合管理所 | | | | | |
| | 総務課 新井 宛 | | | | | |
| | 電話番号 | 077-574-0680 | FAX番号 | 077-574-1739 | | |
| 発信者 (※必須) | (会社名) | | | | | |
| | (担当者名) | | | | | |
| | 電話番号 | | FAX番号 | | | |
| | メールアドレス | | | | | |
| 件 名 | 仕様書等の交付依頼 | | | | | |
| 以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。 | | | | | | |
| ○見積依頼件名 | | | | | | |
| 水質測定廃液処理業務 | | | | | | |
| ○くじ用数値 | | | | | | |
| くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。 | | | | | | |
| <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> | | | | | | |
| | | | | | | |
| ○見積辞退について | | | | | | |
| 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 | | | | | | |
| ○同方式の承諾 | | | | | | |
| 「琵琶湖総合管理所におけるオープンカウンタ実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 承諾する | | | | | | |